

障害を持つアメリカ人法の下での苦情処理手続き

これらの苦情処理手続きは、1990年障害を持つアメリカ人法(ADA)の要件を満たすために設けられました。これらの手続きは、ビーバートン市(市)によるサービス、活動、プログラム、または特典の提供における障害による差別が疑われる苦情の申し立てを望む誰もが自由に利用できます。市の従業員ハンドブックは、障害者差別の雇用関連の申し立てを規定しています。

苦情申し立ては書面で、名前、住所、申し立て人の電話番号および場所、日付、および問題の説明など、被疑差別に関する情報が含まれていなければなりません。障害者の希望があれば、面談または申し立てのテープ録音による苦情申し立て方法も可能です。

申し立ては被疑違反発生後、できるだけ早く、遅くとも60暦日までに申し立て人、および/または、その代表により下記に提出されなければなりません。:

ADA コーディネーター

住所: HR Department,
PO Box 4755, Beaverton, OR 97076
電話: (503) 526-2200
電子メール: ADA@beavertonoregon.gov

申し立て受領後15暦日以内に、ADA コーディネーターが申立人と面会し苦情内容および解決策について話し合います。その面談の15暦日以内に、ADA コーディネーターは、書面で、必要に応じて、大きい活字、点字、またはオーディオテープなどの申し立て人に利用可能な形式で回答します。その回答は市の立場を説明し、申し立ての実質的な解決のオプションを提供します。

ADA コーディネーターによる回答がその問題を満足のいくように解決していない場合、申し立て人、および/または、その代表はその回答の受領後15暦日以内にその決定を人事部長へ上訴できます。

上訴の受領後15暦日以内に、人事部長は申立人と面会し、申し立て内容および可能な解決を議論します。人事部長は面会後の15暦日以内に、書面にて、必要に応じて、申立人に利用可能な形式で、申し立ての最終的な解決を回答します。

市が受領したすべての書面での申し立ておよび回答は少なくとも3年間は市に保存されます。